



地域猫活動ガイドライン

最近、市役所に地域の飼い主のいない猫に関する相談が多く寄せられています。

飼い主のいない猫（野良猫）は、1回の出産で**4～8頭**の子猫を産み、**1年に何度も**出産します。

地域で猫が増えすぎると、フン尿や鳴き声などの苦情も多くなり、餌を与えている方と他の地域住民の方とのトラブルの原因にもなります。

飼い主のいない猫の問題は「**地域猫活動**」で解決を図ります。

「**地域猫活動**」とは、地域にいる飼い主のいない猫の問題を**地域住民・行政・ボランティア**が一体となり、協力し合って取り組んでいき、人と猫とが共生できる地域づくりをしていく協働事業です。

具体的には、猫のトイレ・餌・繁殖などを、その地域にお住まいの方の理解と協力のもとに地域で適正に管理することにより、飼い主のいない猫によるトラブルを減らし、その数を減少させ、地域環境を改善していく活動です。

この地域猫活動を成功と導いていくためには、**地域住民・行政・ボランティア**の三者が、各々の役割を明確にして活動を実践していく必要があります。



1 地域住民の取組と役割

1. **猫好き** VS **猫嫌い**ではなく、地域全体の環境問題として捉えます。

2. 命ある猫との「**共存**」を考えます。

⇒野良猫の駆除・餌やりの禁止では、トラブルは解決しません。

3. **不妊・去勢手術に協力**します。

⇒地域のすべての飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を行えば、だんだんと数が減っていくこととなります。また、手術することにより性質がおとなしくなり、発情期の鳴き声や強烈な尿の臭気もなくなります。

4. ルールを守って猫の世話や見守りを行います。

⇒猫の被害の多くはフン尿によるものです。**猫のトイレを用意し、フン尿の被害を減少**させましょう。

また、**餌やりもマナーを守って**やっていただきます。

餌は餌場を決めて、決まった時間に適切な量を与え、食べ終わったらその場で片付けます。

置き餌は不衛生な上、ご近所とのトラブルの元になります。

餌場の周辺は常に清潔が保たれるよう、配慮しましょう。



餌をあげたら放置しない。



フンやゴミは片付ける。

★ 猫に関する法律・条例等(要約)

○はじめに

猫は法律で「愛護動物」と明記されています。みだりに傷つけた場合、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処されます。また、遺棄した場合は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処されます。猫の所有者又は占有者は法律上、周辺的生活環境に配慮するよう明記されています。飼い主は猫の屋内飼養に努め、近隣住民の理解を得られるよう、心がけてください。

地域猫活動を行う者について、周辺環境に配慮し、近隣住民の理解を得られるよう、心がけてください。

○動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

【猫をみだりに傷つけたり、遺棄してはいけません】

第二条 基本原則

第一項 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

第四十四条 罰則

第一項 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

第二項 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三項 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四項 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる

は

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

【猫の所有者（占有者）は、責任を持って飼育し、周辺的生活環境に配慮し、不妊・去勢手術に取り組んでください。】

第七条 動物の所有者又は占有者の責務等

第一項 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

第三十七条 犬及び猫の繁殖制限

第一項 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。

○東京都動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

【猫の所有者（占有者）は、周辺環境に配慮し、近隣住民の理解を得られるよう飼い主としての責任を果たしてください】

第五条 飼い主の責務

第二項 飼い主は、周辺環境に配慮し、近隣住民の理解を得られるよう心がけ、もって人と動物とが共生できる環境づくりに努めなければならない。

○環境省告示：家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（抜粋）

【猫の所有者（占有者）は、猫の室内飼養に努めてください】

第5 猫の飼養及び保管に関する基準

2 猫の所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該猫の屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。

【飼い主のいない猫については、地域猫活動に取り組み周辺環境に配慮してください】

第5 猫の飼養及び保管に関する基準

6 飼い主のいない猫を管理する場合には、不妊去勢手術を施して、周辺地域の住民の十分な理解の下に、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う地域猫対策など、周辺の生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努めること。

調布市地域猫活動ガイドライン

令和5年10月改訂 環境部環境政策課生活環境係

☎ 042-481-7087（直通）

〒182-8511

東京都調布市小島町2丁目35番地1

